

令和 8 年 10 月 27 日
九州地方整備局

**11月は建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を目的とした
「建設業取引適正化推進月間」です。**

推進期間中は九州地方整備局の建設Gメンによる調査等、集中的に建設業法の法令遵守に関する活動を実施します。

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なし寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要です。

今年度については11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施します。

1. 実施期間

令和8年11月1日～令和8年11月30日

2. 主催

国土交通省 九州地方整備局

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3. 主な取組み

- (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動
- (2) 建設企業等を対象とした建設業法等に関する講習会の開催
- (3) 建設Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

別添1：令和8年度「建設業取引適正化推進月間」における主な取組みについて

別添2：「建設業取引適正化推進月間」広報ポスター

別添3：「駆け込みホットライン」チラシ

【問合せ先】

九州地方整備局 電話番号：092-409-4201（建設産業課直通）

FAX番号：092-476-3511

建政部	建設業適正契約推進官	緒方 寧（おがた やすし）	（内線 6 1 1 9）
	建設産業課長補佐	白濱 幸徳（しらはま ゆきのり）	（内線 6 1 3 0）

令和8年度「建設業取引適正化推進月間」における主な取組みについて

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

- ① 九州地方整備局本局・事務所、及び県本庁・県土整備事務所等に適正取引に関するポスター・リーフレットの配布・掲示等を行います。
- ② 九州地方整備局のホームページにて、取引の適正化に関する普及啓発のため、推進期間の取組等について広報を行います。
- ③ 九州管内の建設業関係団体に対して、推進期間中における取引の適正化に関する取組の周知依頼をするとともに、各取組に関する協力依頼を行います。

(2) 建設企業等を対象とした建設業法令遵守講習会の開催

建設業に関係する制度の改正や、一層の法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象とした建設業法令遵守講習会を開催致します。

- ・日 時：令和8年12月3日（木）13:30～（予定）
- ・開催方法：オンライン（Teams）
- ・共 催：日本建設業連合会九州支部、九州各県建設業協会、
建設産業専門団体九州地区連合会、九州各県

詳細については、後日ご案内致します。

また、建設業法等の周知を目的とした関係団体等が主催する講習会・セミナー等に対して、年間を通じて講師派遣を行っていますので、詳しくは九州地方整備局建政部のホームページをご覧ください。

（ <https://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/seminar/2026seminar.pdf> ）

(3) 建設Gメンによる調査等の実施

九州地方整備局において、建設Gメンによる調査を重点的に実施します。

建設Gメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または「駆け込みホットライン」による通報等により法令違反が疑われる場合は、建設業許可部局による立入検査・報告徴収を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行います。

なお、建設Gメンによる調査については、適正な水準の労務費の確保とその行き渡り状況や、工期に関する基準を考慮した適正な工期設定の確保状況等につい

て調査し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、改正法について周知啓発を行うと共に遵守徹底を求めています。

また、違法な長時間労働などの可能性がある不適正な工期を設定している建設業者や、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある建設業者が確認された場合は、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して合同調査を行います。

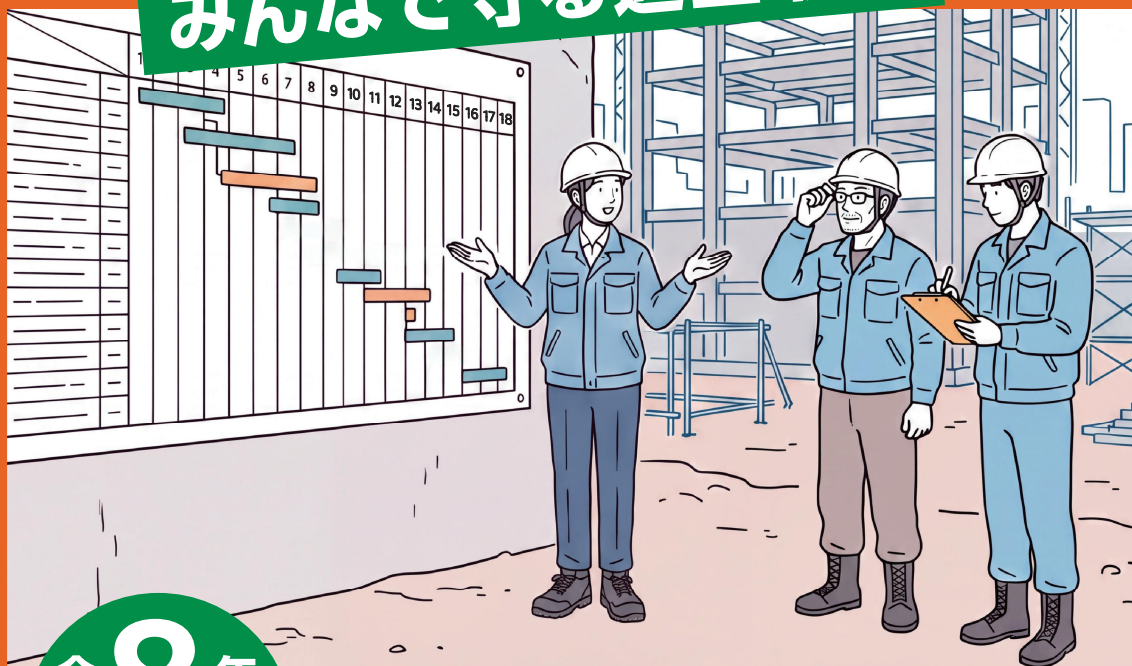
以上

請負代金や
工期設定は

適・正・で・す・か



みんなで守る適正取引



令和8年度
11月

建設業取引
適正化推進月間

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに 建設業法違反はありませんか？



365日、24時間、いつでも、どこからでも
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

⚠ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。



まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

[https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/
support-navi](https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi)



駆け込みホットライン
情報収集フォーム

[https://www.mlit.go.jp/form/index.php
?f=kakekomi-hl.html](https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html)

スマホ等
で可能

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

詳細は裏面をご覧ください

「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例

＜建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます＞

60日を超える「割引困難手形」で
下請代金が支払われた。

無許可業者と500万円以上の
下請契約を締結している。

著しく短い工期や原価割れの
契約を締結させられた。

営業所や工事現場に必要な
技術者が設置されていない。

見積書に記載した労務費などを
一方的に減額された。

書面契約を交わしてくれない。

一方的に請負代金や工期を決定
され、協議に応じてもらえない。



あらかじめこちらをご確認のうえ通報ください

- ✓ **建設業法違反疑義者情報 (必須)**
本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号
- ✓ **建設業法違反疑義内容 (必須)**
契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、時間外労働規制に反するような短い工期設定等
- ✓ **具体的な建設業法違反疑義内容について (必須)**
いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等
- ✓ **工事情報 (任意)**
工事名、施工場所、工事代金（税抜）、工期
- ✓ **関係資料 (任意)**
契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

▶ 建設業法違反のおそれがある取引上の行為かどうか「建設業相談窓口ナビ」で確認

建設業相談窓口ナビ 国土交通省

検索

建設業法以外の内容に関する通報が増えております。
まずは「建設業相談窓口ナビ」にてご確認ください。

▶ 元請・下請間の取引に関する契約トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター

検索

東京 TEL : 03-3239-5095 E-mail: tokyo@tekitori.or.jp
大阪 TEL : 06-6767-3939 E-mail: osaka@tekitori.or.jp